

学校法人江戸川学園評議員報酬規程

(総則)

第1条 学校法人江戸川学園(以下、学園という。)の評議員報酬については、この規程に定めるところにより支給する。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところとする。

評議員とは、学園の寄附行為第33条に定める者をいう。

(報酬)

第3条 評議員の年間報酬額については、次の各号に定めるところとする。

- 1 評議員会の議長職に従事する評議員 :年額 100万円
- 2 学園寄附行為第33条(1)に該当する評議員:年額 60万円
- 3 学園寄附行為第33条(2)に該当する評議員:年額 30万円
- 4 学園寄附行為第33条(3)に該当する評議員:年額 30万円

(報酬の支払い方法)

第4条 前条にて定めた評議員の報酬の支払いの時期は、次の各号に定めるところとする。

- 1 当該年度の6月末日時点で在任の評議員 :毎年6月末日までに年間報酬額の2分の1を支払う。
- 2 当該年度の11月末日時点で在任の評議員:毎年12月末日までに年間報酬額の2分の1を支払う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

付則

この規程は、令和7年4月1日から施行する